

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (**追完不可**)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (**追完不可**)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

長野地方裁判所諏訪支部 執行官室 Tel 0266-53-6700

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 2 日

長野地方裁判所諏訪支部執行係

裁判所書記官 児 玉 暢

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 4 月 1 7 日から 令和 7 年 4 月 2 4 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 4 月 3 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 長野地方裁判所諏訪支部
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 5 月 1 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 長野地方裁判所諏訪支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 2 日から 令和 7 年 5 月 2 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
7～11	3,810,000 3,048,000	一括	762,000	100,299	17,664
7	1,450,000				
8	1,490,000				
9	40,000				
10	250,000				
11	580,000				
</					



物 件 目 録

7 所 在 諏訪郡下諏訪町字三王
地 番 5 7 5 4 番
地 目 宅地
地 積 3 3 7 . 1 9 平方メートル
所有者 B

8 所 在 諏訪郡下諏訪町字久保
地 番 5 7 5 6 番 1
地 目 宅地
地 積 2 3 7 . 4 7 平方メートル
所有者 株式会社サトー

9 所 在 諏訪郡下諏訪町字久保
地 番 5 7 5 6 番 2
地 目 宅地
地 積 5 0 . 1 3 平方メートル
(現況)

地 目 公衆用道路
所有者 株式会社サトー

1 0 所 在 諏訪郡下諏訪町字三王 5 7 5 4 番地
家屋 番号 5 7 5 4 番
種 類 共同住宅



11

物 件 目 録

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 84.10 平方メートル
2 階 84.10 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 倉庫

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 54 平方メートル

所有者 株式会社サトー

1 1 所 在 諏訪郡下諏訪町字久保 5 7 5 6 番地 1

家屋 番号 5 7 5 6 番 1

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 3 階建

床 面 積 1 階 111.27 平方メートル
2 階 97.40 平方メートル
3 階 46.08 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 114.31 平方メートル
2 階 97.40 平方メートル
3 階 46.08 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 車庫

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

床 面 積 1 階 30.00 平方メートル



物 件 目 録

2階

4. 27平方メートル

所有者 亡A相続財産



22

物 件 明 細 書

令和 7年 2月10日

長野地方裁判所諏訪支部執行係

裁判所書記官 松 山 ゆかり

1 不動産の表示

【物件番号7～11】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号7～11】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号10、11】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号7、9】

南東側公衆用道路との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

7 所 在 諏訪郡下諏訪町字三王
地 番 5 7 5 4 番
地 目 宅地
地 積 3 3 7 . 1 9 平方メートル
所有者 B

8 所 在 諏訪郡下諏訪町字久保
地 番 5 7 5 6 番 1
地 目 宅地
地 積 2 3 7 . 4 7 平方メートル
所有者 株式会社サトー

9 所 在 諏訪郡下諏訪町字久保
地 番 5 7 5 6 番 2
地 目 宅地
地 積 5 0 . 1 3 平方メートル
(現況)

地 目 公衆用道路
所有者 株式会社サトー

1 0 所 在 諏訪郡下諏訪町字三王 5 7 5 4 番地
家屋 番号 5 7 5 4 番
種 類 共同住宅



物 件 目 録

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積	1 階	8 4 . 1 0 平方メートル
	2 階	8 4 . 1 0 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 倉庫

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 5 4 平方メートル

所有者 株式会社サトー

1 1 所 在 諏訪郡下諏訪町字久保 5 7 5 6 番地 1

家屋 番号 5 7 5 6 番 1

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 3 階建

床 面 積	1 階	1 1 1 . 2 7 平方メートル
	2 階	9 7 . 4 0 平方メートル
	3 階	4 6 . 0 8 平方メートル

(現況)

床 面 積	1 階	約 1 1 4 . 3 1 平方メートル
	2 階	9 7 . 4 0 平方メートル
	3 階	4 6 . 0 8 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 車庫

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

床 面 積 1 階 3 0 . 0 0 平方メートル



物 件 目 録

2階

4. 27平方メートル

所有者 亡A相続財産



令和5年(ケ)第8号
令和6年3月28日受理
令和6年6月21日提出
(評価人 矢崎敏臣)

現況調査報告書

(物件7～11)

長野地方裁判所諏訪支部
執行官 上野原 一 敏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|----|-------|------------------------|
| 7 | 所 在 | 諏訪郡下諏訪町字三王 |
| | 地 番 | 5 7 5 4 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 7. 1 9平方メートル |
| | 所有者 | B |
| | | |
| 8 | 所 在 | 諏訪郡下諏訪町字久保 |
| | 地 番 | 5 7 5 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 7. 4 7平方メートル |
| | 所有者 | 株式会社サトー |
| | | |
| 9 | 所 在 | 諏訪郡下諏訪町字久保 |
| | 地 番 | 5 7 5 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 0. 1 3平方メートル |
| | 所有者 | 株式会社サトー |
| | | |
| 10 | 所 在 | 諏訪郡下諏訪町字三王 5 7 5 4 番地 |
| | 家屋番号 | 5 7 5 4 番 |
| | 種 類 | 共同住宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 8 4. 1 0平方メートル |
| | | 2階 8 4. 1 0平方メートル |
| | 所有者 | 株式会社サトー |

11	所 在	諏訪郡下諏訪町字久保5756番地1
	家屋番号	5756番1
	種 類	居宅
	構 造	木造スレート葺3階建
	床 面 積	1階 111.27平方メートル
		2階 97.40平方メートル
		3階 46.08平方メートル
	(附属建物)	
	符 号	1
	種 類	車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	床 面 積	1階 30.00平方メートル
		2階 4.27平方メートル
	所有者	亡A相続財産

不動産の表示	「物件目録7、10」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件7			
現況地目	☒ 宅地 ☐ 公衆用道路			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略図)のとおり			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(建物所有者(破産管財人)) 上記の者が本件土地上下の建物所有し、本件土地を占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	破産管財人が管財業務の一環として管理し占有している 東側で道路と接する部分約30㎡が町道として認定されている(課税上は宅地)			
建物	物件10			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 種類:倉庫 構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積:約54㎡ </td> </tr> </table>		{	種類:倉庫 構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積:約54㎡
{	種類:倉庫 構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積:約54㎡			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が、共同住宅(空き家)及び倉庫として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	破産管財人が管財業務の一環として管理し占有している			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略図)のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示		「物件目録8、11」のとおり															
住居表示		(住居表示未実施)															
土地		物件8															
現況地目	☒ 宅地 ☐ 公衆用道路																
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略図)のとおり																
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(建物所有者(破産管財人)) 上記の者が本件土地上的下記建物を所有し、本件土地を占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり																
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)																
その他の事項	破産管財人が管財業務の一環として管理し占有している																
建物		物件11															
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約114.31平方メートル																
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:	{	構造:	{	床面積:								
{	種類:																
{	構造:																
{	床面積:																
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が、居宅として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり																
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)																
その他の事項	破産管財人が管理業務の一環として、Bを居住させて管理し占有している																
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> </table>			{	地方裁判所	支部	令和	年()	第	号	{	保管開始日	令和	年	月	日	
{	地方裁判所	支部	令和	年()	第	号											
{	保管開始日	令和	年	月	日												
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略図)のとおり																

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録9」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件9
現況地目	☒ 公衆用道路 (物件9) ☐ ☐
形状	☒ ほぼ公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図のとおり) ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (破産管財人) ☐ その他の者 () ☐ 上記の者が本件土地に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☒ 上記の者が、物件7及び8に至る通路として占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	破産管財人が管財業務の一環として管理し占有している 本件土地の大部分について、下諏訪町が町道として認定している (課税上は宅地)
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 {
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり (概略図)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件7関係）		
占有範囲	■全部 □一部	
占有者	■債務者 □	
占有状況	■宅地 □駐車場 □ □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人(■債務者代表者兼土地所有者B/□提示文書()の要旨		
占有権原	□貸借権 ■使用借権 □不明	
占有開始時期	昭和47年5月ころ（建物（物件10）新築時	
最初の契約等	契約日	平成 年 月 日
	期間	平成 年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 約 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者 □その他の者()
	借主	□占有者 □その他の者()
賃料・支払時期等	毎 年 金 円（毎月 日限り 分支払） □前払(分 円) □相殺(分 円)	
敷金・保証金	□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）	
特約等	□譲渡・転貸を認める □	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	
建物（物件10）所有者である債務者代表者と土地（物件7）所有者は同一人である		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件8関係）		
占有範囲		■全部 □一部
占有者		■亡A相続財産 □
占有状況		■宅地 □駐車場 □ □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □
■関係人(■債務者（土地所有者）代表者／□提示文書（ ）の要旨		
占有権原		□賃借権 ■使用借権 □不明
占有開始時期		昭和50年12月ころ（建物（物件11）新築時）
最初の 契約等	契約日	平成 年 月 日
	期 間	平成 年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 ☒ 法定更新
現在の 契約等	期 間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 約 年間 □期間の定めなし
契約等 当事者	貸 主	□所有者 □その他の者（ ）
	借 主	□占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎 年 金 円（毎月 日限り 分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特 約 等		□譲渡・転貸を認める □
そ の 他		
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり
建物所有者であった亡Aは土地所有者（債務者）の元代表者である		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■C (破産管財人)	1 私は物件11の所有者亡Aの破産管財人であり、また、物件8から10の所有者である債務者会社の破産管財人でもあります。物件7の所有者B (債務者会社代表者) の破産管財人でもあります。 2 本件土地建物の調査については、債務者会社の代表者が立ち会いますので、その者から説明を受けてください。 3 債務者会社の代表者は、本件土地建物のうちの居宅に住んでおり、本件土地建物の管理を任せています。 (令和6年4月11日に電話で聴取した。)
■B (債務者会社代表者)	1 私は、本件債務者会社の代表者です。破産管財人から本件土地建物の事実上の管理を任されています。 2 亡Aは私の兄です。 3 共同住宅は債務者会社の従業員の宿舎として使用していました。債務者会社が操業を停止した令和4年11月頃まで、従業員が住んでいました。現在は誰も住んでいません。1階の二部屋は傷みが激しく、住居としてではなく、物置として使っていました。 4 居宅(物件11)には、破産管財人の許可をもらって、私たち家族が3人で住んでいます。 5 居宅は北東の角部屋を増築したほか、間取りの変更や改装を行って、現在の形になっています。 6 居宅に雨漏りや白アリの被害はないと思います。水回りの設備等にも不具合はありません。 7 本件土地の南東側の道路は、現況では、居宅や倉庫(共同住宅の附属建物)の横までアスファルト舗装してあり、一見するとそこまでの幅の道路のように見えますが、マンホールが列になっている細い幅の部分だけだと認識しています。居宅脇のアスファルト部分には、かつての駐車区画の白線の跡もあります。 (令和6年4月25日に聴取した。)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (債務者会社代表者)	1 北東隣地側のコンクリート擁壁の根元にコンクリートが台のようになって埋設されていますが、以前その斜面が崩れて今のようにコンクリートでやり直したときに、擁壁の強度を増すために、擁壁の根元の力が集まる場所に埋設したものだと聞いています。中に排水のための設備等があるとは聞いていません。 (令和6年5月21日に電話で聴取した。)
■下諏訪町役場施設水道課職員	1 お尋ねのあった土地の道路認定については、現地立会の結果として、現状の幅の土地を道路として認定しています。宅地として課税している点については、今後の課題と認識しています。 (令和6年6月3日に聴取した。)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件各物件の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図（概略図）、建物間取図（概略図）及び添付した写真のとおりである。

【物件7及び10（共同住宅とその敷地）について】

- 2 物件7の土地は、物件10の建物（本件共同住宅）の敷地として利用されている。
- 3 物件7は北東に向かって上る斜面に位置し、南側と西側に石垣等を築いて平地化されている。北側は隣地の石垣が迫っている。中央付近の段差に石垣が築かれていて、一段高い西側に本件共同住宅が、東側に物置（未登記）が建てられている（写真No.1）。石垣等区切られており、その範囲はおおむね明らかである。
- 4 物件7は、南東側で公衆用道路（いわゆる「赤線」）と、ほぼ等高に接している。
- 5 物件7の南東側の道路に接する部分の一部が下諏訪町の町道として認定されている。
- 6 物件10は、債務者会社の従業員の宿舎として使用されていたが、現在は空き家の状態である。2階の二部屋は住居としての原型を留めているが、1階の二部屋は損傷が激しく、物置として使用されているようである。
- 7 物件7の東側に建っている物置（未登記）については、位置関係等から本件共同住宅の附属建物と認定した。

【物件8、9、11（居宅とその敷地、通路）について】

- 8 物件8の土地は物件11の建物（本件居宅）の敷地として、物件9は本件共同住宅及び本件居宅への通路として利用されている。物件8と9の境界付近には、石垣等が築かれている（写真No.13）。
- 9 物件8及び9の南西側に接する地番「5761番2」の長狭物土地は下諏訪町が所有する用悪水路（59㎡）であり、本件土地は、前記用悪水路を挟んでさらに南西側の公衆用道路と接している。また、本件土地の南東側でも公衆用道路（いわゆる「赤線」）と接している（写真No.10）。
- 10 物件8は、北東に向かって上る斜面に所在し、北東側の物件7及び南西側の物件8との間に高いコンクリート擁壁等を築いて平地化し、本件居宅が建てられている。周囲を石垣等で囲んでおり、その範囲は概ね明らかである。
- 11 物件8の南東角付近に道路との段差を利用して車庫（附属建物）が建てられている（写真No.22）。
- 12 本件居宅は、1階の北東角の部屋が増築されているほか、間取りの変更や改装が行われている。
- 13 本件居宅に雨漏りや白アリの被害の跡は見られなかった。

【道路認定について】

- 14 下諏訪町の建設水道課によれば、南東側の公衆用道路に接する物件7の南東側の一部と物件9の大部分を町道として認定しているとのことである（課税上は宅地）。なお、現地において、前記の町道認定されている部分と公衆用道路との境界は判然とせず、一体利用されている。

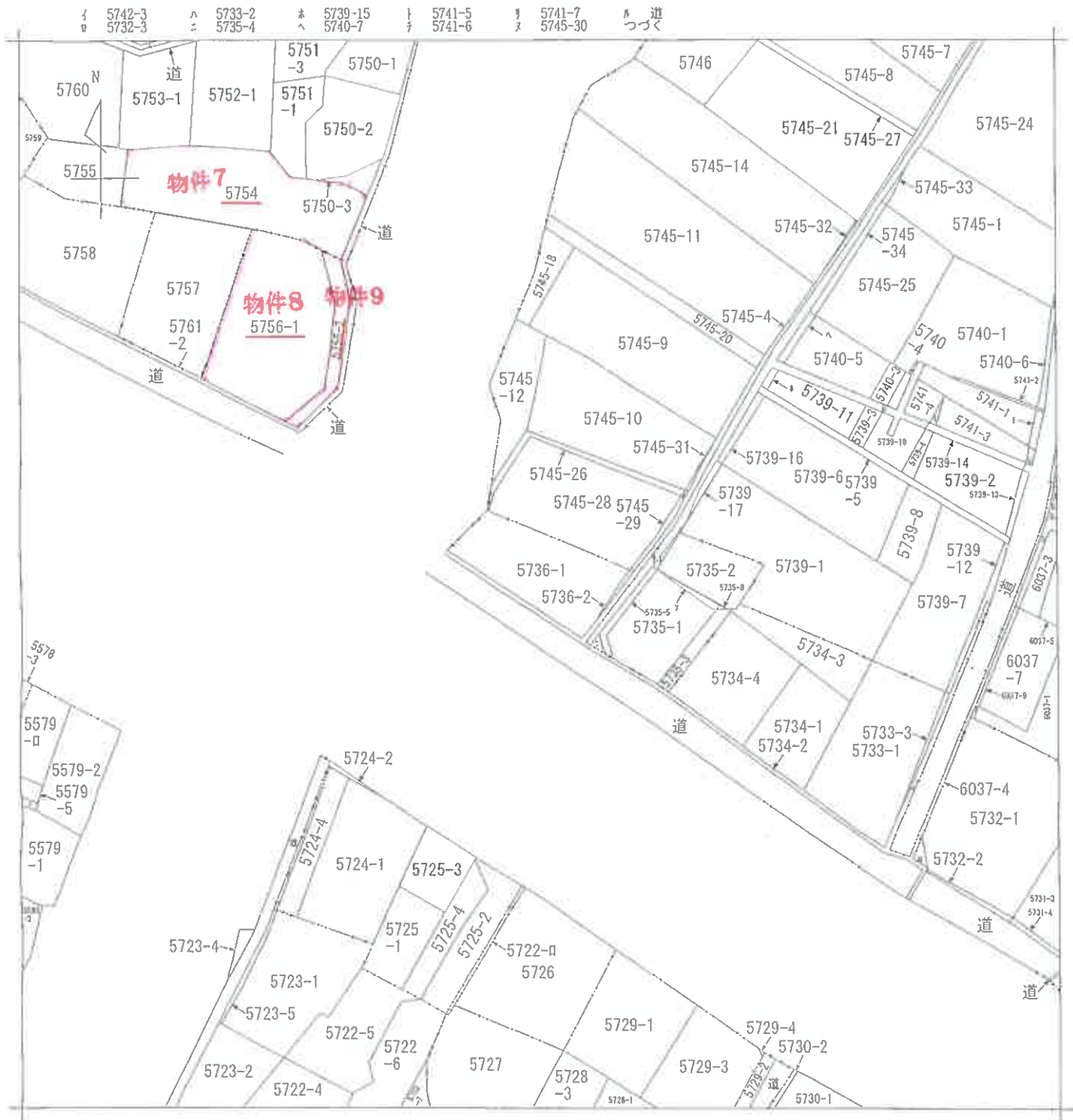
【まとめ】

- 15 本件各物件の占有状況については、現地における調査、関係人の陳述等から、3枚目から7枚目記載のとおり認定した。
- 16 本件各物件の位置関係及び通路部分（物件9）の利用状況等を踏まえ、物件7ないし11については、一括して売却するのが相当であると思料する。

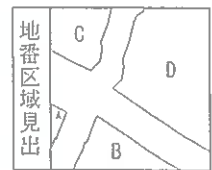
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年4月3日(水)	当 庁	■下諏訪町役場関係資料請求(郵送)
令和6年4月11日(木) 13:30-13:40	当 庁	■Cから聴取(電話)
令和6年4月11日(木) 17:15-17:30	物件所在地	■物件確認 ■占有調査 ■写真撮影
令和6年4月23日(火) 11:30-11:50	長野地方方法務局諏訪支局	■登記事項要約書請求
令和6年4月25日(木) 9:30-10:00 11:00-11:20 11:40-11:50	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■Bから聴取 ■評価人同行
令和6年5月21日(火) 9:50-10:00	当 庁	■Bから聴取(電話)
令和6年6月3日(木) 11:45-12:00	下諏訪町役場	■下諏訪町施設水道課職員から聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の略略を記載した図面です。



A 諏訪郡下諏訪町
B 諏訪郡下諏訪町
C 諏訪郡下諏訪町
D 諏訪郡下諏訪町

請求部	所在地	諏訪郡下諏訪町字久保				地番	5736番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(長野地方務局諏訪支局管轄)

令和5年11月14日

長野地方務局松本支局

登記官

請求番号：35-7

(1/2)

(12枚目)

A3をA4に縮小

ヲ 道
ワ 6036-1
カ 6036-3
コ 6037-10
タ 6037-13
レ 6036-5
フ 5735-7
ク 5739-18
キ 5735-6
ナ 道
ラ 5751-2
ム 5767-2
リ 5724-3
ノ 5579-3

登記年月日：昭和47年5月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(長野地方方法務局調訪支局管轄)

令和5年11月14日

長野地方方法務局松本支局

登記官

(14枚目)

A3をA4に縮小

建物階平面図

547.5.23

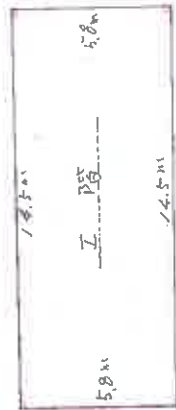
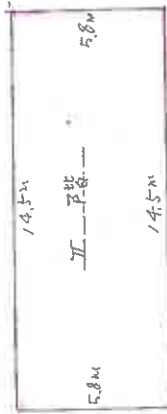
下諏訪5754番

建物の所在
諏訪市下諏訪町山王5754番地

家屋番号

建物の所在

物件10



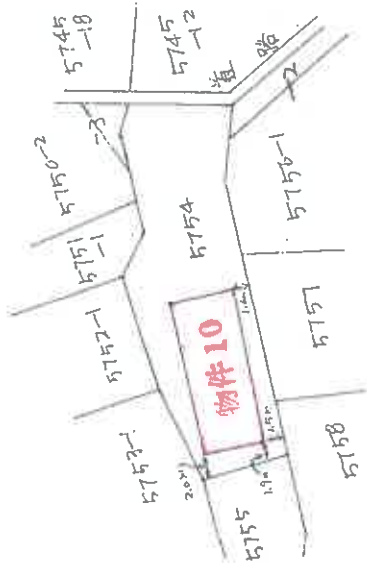
床面積

工階 14.5m x 5.8m = 84.10m²
Ⅱ階 14.5m x 5.8m = 84.10m²

床面積

工階 14.5m x 5.8m = 84.10m²
Ⅱ階 14.5m x 5.8m = 84.10m²

85922



(日調連 15)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/500 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(長野地方公務局諏訪支庁管轄)
令和5年11月14日 長野地方公務局松本支局

令和5年11月14日

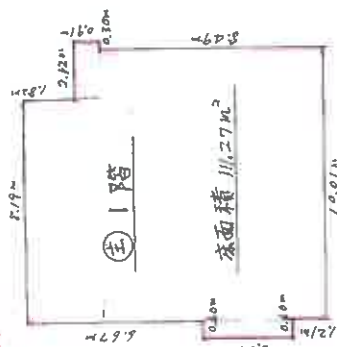
長野地方法務局松本支局

အိမ်ထောင်ရေး (၁၅)

請求番号：35-5

集野里諏言方郡下諏言町空久保 5756番地

附件 11



① 階求積

$$\begin{aligned} 10.01 \text{ m} \times 7.49 \text{ m} &= 84.9749 \text{ m}^2 \\ 0.91 \times 2.3/2 &= 1.9292 \\ 2.19 \times (1.82 + 0.91) &= 22.3587 \\ 3.34 \times 0.60 &= 2.004 \\ \text{Total} &= 111.2768 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

附屬建物 1



Diagram of a rectangular prism with dimensions 4 cm, 2 cm, and 2 cm. The front face is labeled "前面積 $4 \times 2 = 8 \text{ cm}^2$ ".

① 求積

2) $4.10 \text{ m} \times 0.95 \text{ m} = 4.275 \text{ m}^2$

85923



⑤ 3階求積

$$\begin{aligned} 9.40 \text{ m} \times 4.55 \text{ m} &= 42.77 \text{ m}^2 \\ 3.64 \times 0.91 &= 3.3124 \\ \hline \text{Sum} &= 46.0824 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

⑤ 主 2階求積

$$\begin{aligned} 10.01 \text{ m} \times 9.40 \text{ m} &= 94.094 \text{ m}^2 \\ 3.64 \times 0.91 &= 3.3124 \\ \frac{1}{3} &= 97.4064 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

面圖
面圖
平面圖
階面圖
物面圖
各建圖

作 製 年 月 日

昭和50年12月12日

作者

申請人

全國土地調查委員會

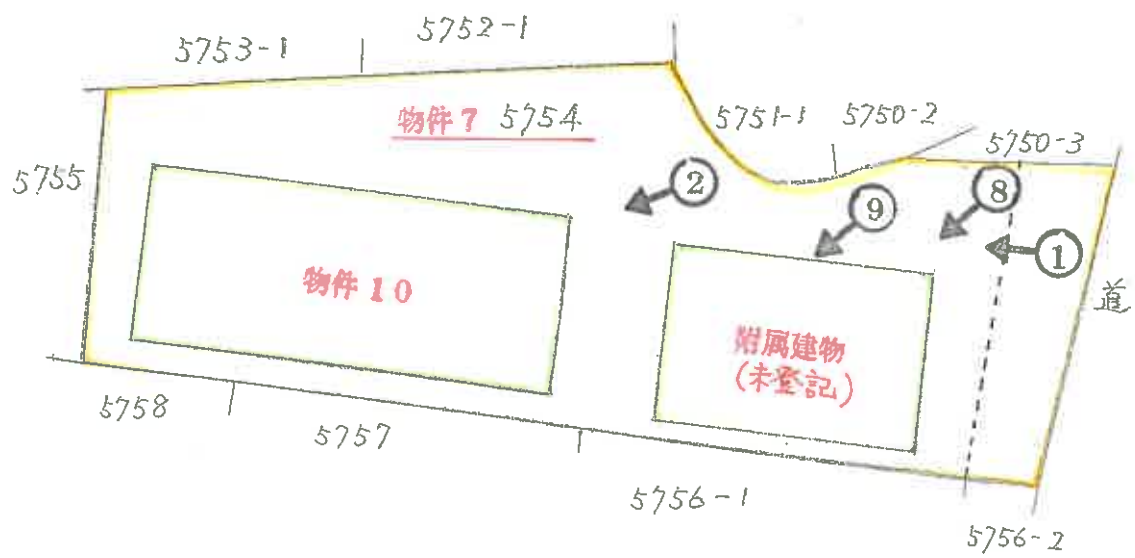
受託部	号
第一	1
第二	2
第三	3
第四	4
第五	5
第六	6
第七	7
第八	8
第九	9
第十	10
第十一	11
第十二	12
第十三	13
第十四	14
第十五	15
第十六	16
第十七	17
第十八	18
第十九	19
第二十	20
第二十一	21
第二十二	22
第二十三	23
第二十四	24
第二十五	25
第二十六	26
第二十七	27
第二十八	28
第二十九	29
第三十	30
第三十一	31
第三十二	32
第三十三	33
第三十四	34
第三十五	35
第三十六	36
第三十七	37
第三十八	38
第三十九	39
第四十	40
第四十一	41
第四十二	42
第四十三	43
第四十四	44
第四十五	45
第四十六	46
第四十七	47
第四十八	48
第四十九	49
第五十	50
第五十一	51
第五十二	52
第五十三	53
第五十四	54
第五十五	55
第五十六	56
第五十七	57
第五十八	58
第五十九	59
第六十	60
第六十一	61
第六十二	62
第六十三	63
第六十四	64
第六十五	65
第六十六	66
第六十七	67
第六十八	68
第六十九	69
第七十	70
第七十一	71
第七十二	72
第七十三	73
第七十四	74
第七十五	75
第七十六	76
第七十七	77
第七十八	78
第七十九	79
第八十	80
第八十一	81
第八十二	82
第八十三	83
第八十四	84
第八十五	85
第八十六	86
第八十七	87
第八十八	88
第八十九	89
第九十	90
第九十一	91
第九十二	92
第九十三	93
第九十四	94
第九十五	95
第九十六	96
第九十七	97
第九十八	98
第九十九	99
第一百	100

縮尺 1/200 1/500

(15枚目)

A3をA4に縮小

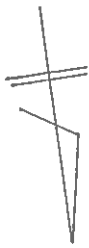
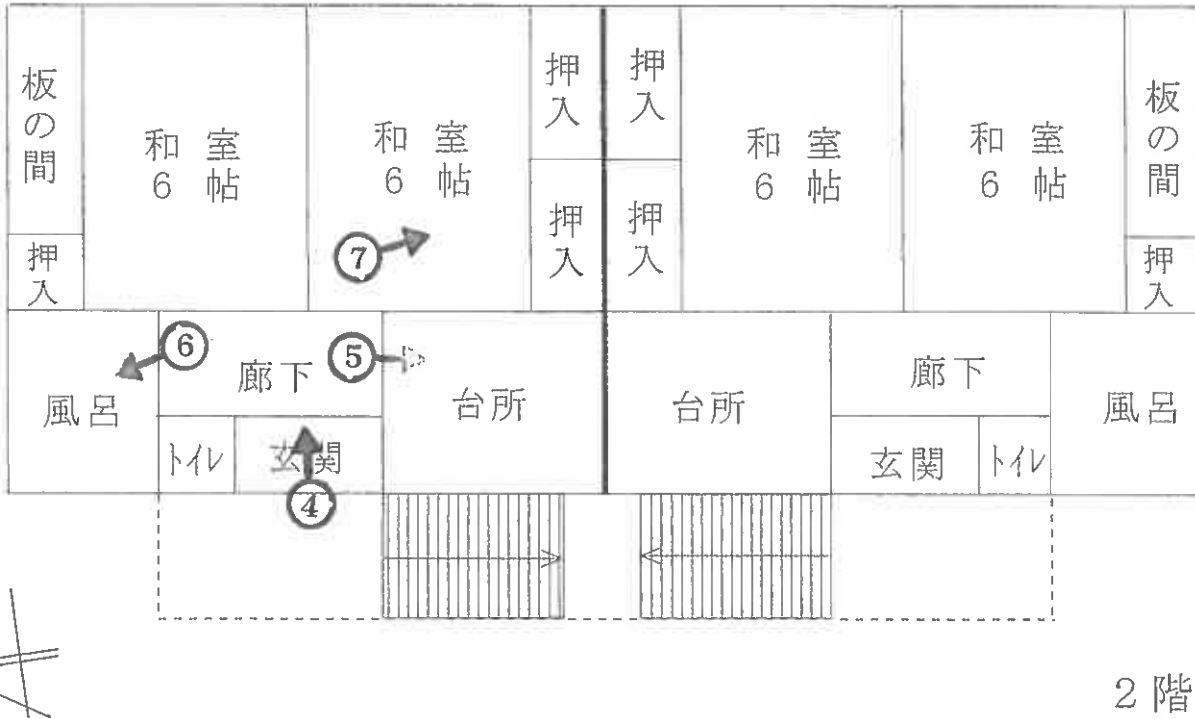
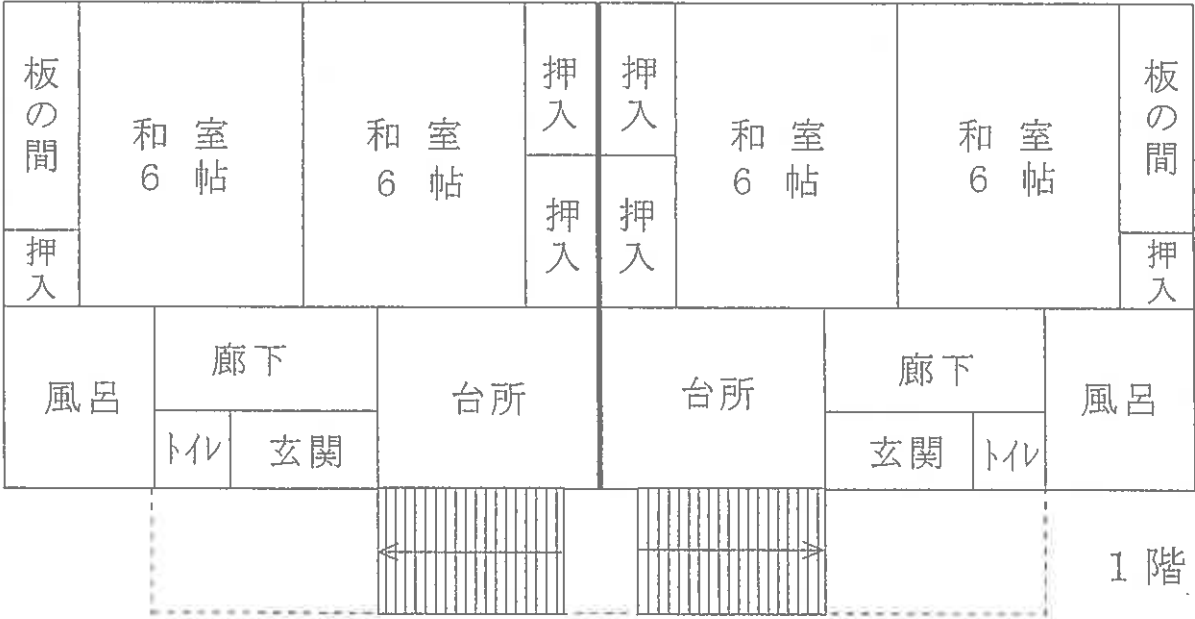
土地建物位置関係図（概略図）



建物間取図（概略図）

物件 10

主である建物



建物間取図（概略図）

物件 10

未登記附属建物





NO. 1

撮影日：令和6年4月25日

物件7及び10

共同住宅とその敷地



NO. 2

撮影日：令和6年4月25日



NO. 3

撮影日：令和6年4月25日



NO. 4

撮影日：令和6年4月25日



NO. 5

撮影日：令和6年4月25日



NO. 6

撮影日：令和6年4月25日



NO. 7

撮影日：令和6年4月25日



NO. 8

撮影日：令和6年4月25日

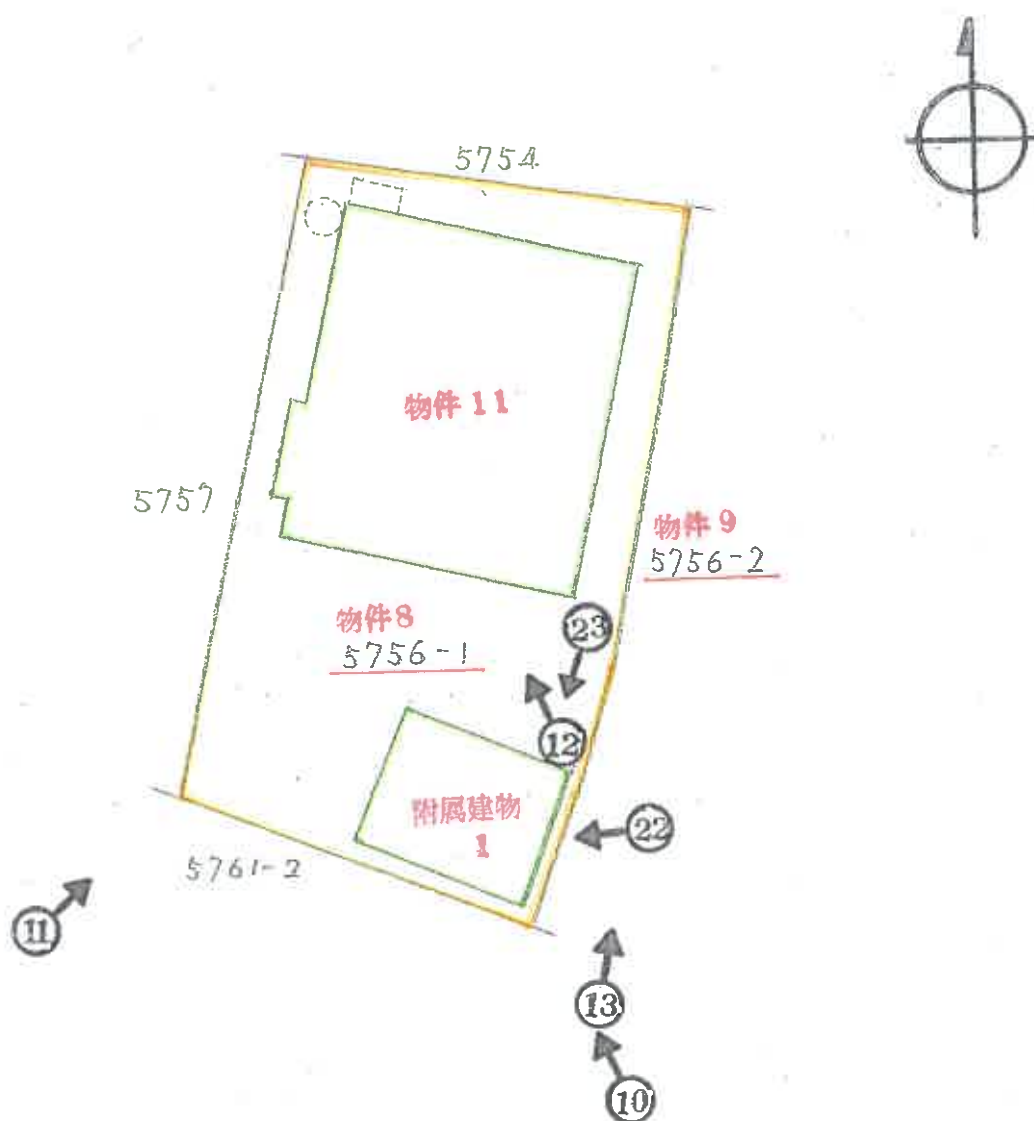
未登記附属建物（物置）



NO. 9

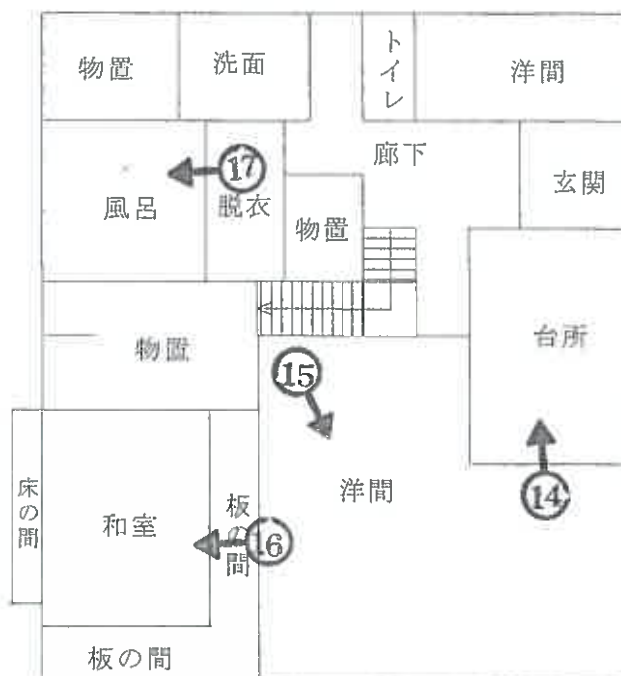
撮影日：令和6年4月25日

土地建物位置関係図（概略図）

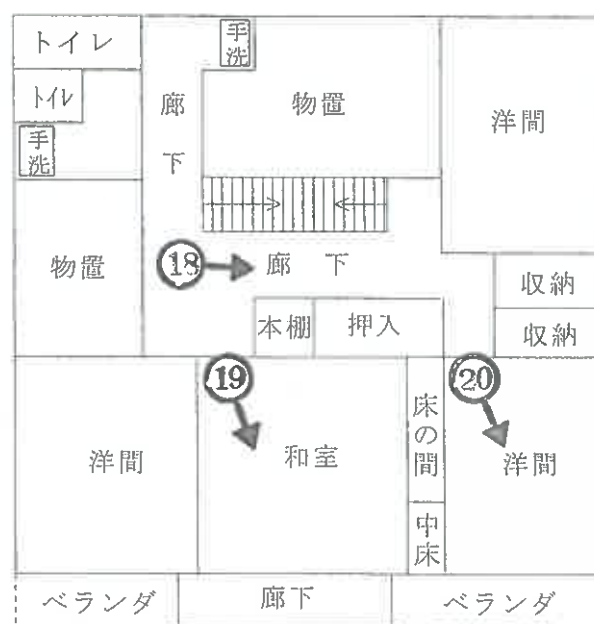


建物間取図（概略図）

物件 11



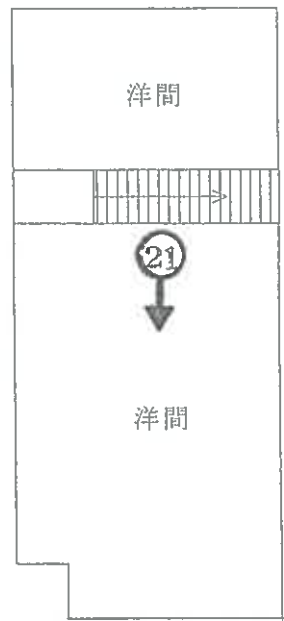
1 階



2 階

建物間取図（概略図）

物件 1 1

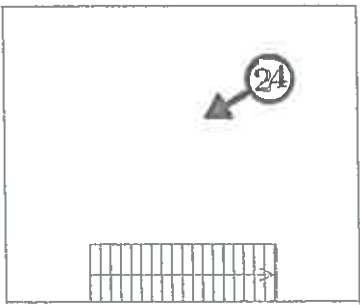


3 階



物件 1 1

附属建物 符号 1



1 階



2 階





NO. 10

撮影日：令和6年4月25日

物件 8、9 及び 11

居宅とその敷地



NO. 11

撮影日：令和6年4月25日



NO. 12

撮影日：令和6年4月25日



NO. 13

撮影日：令和6年4月25日



NO. 14

撮影日：令和6年4月25日



NO. 15

撮影日：令和6年4月25日



NO. 16

撮影日：令和6年4月25日



NO. 17

撮影日：令和6年4月25日



NO. 18

撮影日：令和6年4月25日



NO. 19

撮影日：令和6年4月25日



NO. 20

撮影日：令和6年4月25日



NO. 21

撮影日：令和6年4月25日



NO. 22

撮影日：令和6年4月25日

附属建物 1 (車庫)



NO. 23

撮影日：令和6年4月25日



NO. 24

撮影日：令和6年4月25日

(29 枚目)

令和 5 年(ケ)第 8 号
令和 6 年 4 月 25 日 現地調査
令和 6 年 6 月 18 日 評 価

長野地方裁判所諏訪支部 御中

評 価 書

<土地・建物用>
2 群(物件 7～物件 11)

評価人 不動産鑑定士
矢 崎 敏 臣

第1 評価額

一括価格		
金 3,810,000 円		
内訳価格		
物件 7 (土地)	金 1,450,000 円	
物件 8 (土地)	金 1,490,000 円	
物件 9 (土地)	金 40,000 円	
物件 10 (建物)	金 250,000 円	
物件 11 (建物)	金 580,000 円	

- 1 一括価格は、物件7～11の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件7～9の内訳価格は物件10～11のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件10～11の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
7	所在地 地目 地積	諏訪郡下諏訪町字三王 5754 番 宅地 337.19 m ²	同左
8	所在地 地目 地積	諏訪郡下諏訪町字久保 5756 番 1 宅地 237.47 m ²	同左
9	所在地 地目 地積	諏訪郡下諏訪町字久保 5756 番 2 宅地 50.13 m ²	地 目 公衆用道路 その他 同左
10	所 在 家屋番号 種類 構造 床 面 積	諏訪郡下諏訪町字三王 5754 番地 5754 番 共同住宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 84.10 m ² 、2 階 84.10 m ²	(未登記附属建物) 種 類 倉庫 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建 床面積 約 54 m ² その他 同左
11	所 在 家屋番号 種類 構造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種類 構造 床 面 積	諏訪郡下諏訪町字久保 5756 番地 1 5756 番 1 居宅 木造スレート葺 3 階建 1 階 111.27 m ² 、2 階 97.40 m ² 、3 階 46.08 m ² 1 車庫 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 1 階 30.00 m ² 、2 階 4.27 m ²	(主である建物) 床面積 1 階 約 114.31 m ² 、 2 階 97.40 m ² 、 3 階 46.08 m ² その他 同左

番号	特 記 事 項
11	物件 11 の建物の北東側洋間及び玄関部分において改修工事が施されており、約 3.04 m ² 程度増築されている。

＊現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件7～9）

位 置 ・ 交 通	J R 中央本線「下諏訪」駅の北東方約 800m (道路距離) に位置する。 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	低層の一般住宅が建ち並ぶ地域であり、工場等も介在する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種住居地域 60% 200% — 下諏訪町景観計画 土砂災害防止法土砂災害警戒区域(土石流) 尚、令和元年 12 月下諏訪町総合ハザードマップによれば、浸水想定区域に指定されていない。
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	624.79 m ² 不整形地形 (物件7、物件8) 間口：約 12m、奥行：約 34m 物件7と物件8との間には石積みをもって、南に低くなる地勢(段差)を有しており、物件7の土地の中央部にも東へ低くなる地勢(段差)を有している。物件9については町道の一部となっており、南方に傾斜している。 物件9の土地は町道の一部(公衆用道路)となっているものと思われる。
接面道路の状況	南東側	現況幅員約 3.2m～約 4mの舗装町道(4-015 海道 4 号線) 建築基準法第 42 条 2 項道路に該当 0m～約 3m高く接面する。
	南西側	現況幅員約 4.8mの舗装町道(1-001 宮街道線) 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路に該当 約 3m程度高く接面する。

土地の利用状況等	物件 7 及び物件 8 の土地は、物件 10 及び物件 11 の建物の敷地として利用されている。 建物の配置は附属資料建物配置図のとおり。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道 温 泉 水 道	あり あり あり あり
特 記 事 項	・下諏訪町建設水道課への聴取及び現地調査の結果、現況幅員約 3.2m～約 4mの舗装町道(4-015 海道 4 号線)については、地番 5756 番 2 及び地番 5754 番の東側一部を含めて町道認定されている。 ・下水道については、物件 10 の建物とは接続していない。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件 10）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和 47 年 5 月 5 日新築 約 52 年 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 モルタル吹付、耐火ボード貼り 繊維壁、ボード貼り ボード貼り 畳、板貼り 電気、便所（くみ取り） 特になし。
床面積（現況）	1 階 84.10 m ² 2 階 84.10 m ² 延 168.20 m ²	
現況用途等	現況用途 間 取 り	共同住宅 附属資料の建物間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	建物所有者が共同住宅（空き家）として占有している。	
特 記 事 項	・ 物件 10 のための建物の敷地利用権の及ぶ範囲を物件 7 の土地と認定した。 ・ 物件 7 の土地の東側に物件 10 の建物の未登記附属建物である倉庫が存し、その概要は下記のとおりである。 種 類 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 構 造 倉庫 床 面 積 約 54 m² ・ 物件 10 の建物の主である建物の 1 階部分は老朽化が顕著であり、立ち入ることが出来なかった。	

	・ 物件 10 の主である建物については、吹付アスベストの使用は確認されなかったが、内装床、内装壁、内装天井、外壁、屋根、軒天等において、アスベスト含有建材の使用が認められる。但し、詳細については不明である。
--	--

3 建物の概況及び利用状況等（物件 11）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和 50 年 12 月 12 日新築 約 49 年 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造スレート葺 3 階建 モルタル塗り ビニールクロス貼り、ボード貼り ボード貼り、敷目天井 ほか フローリング、絨毯 ほか 電気、風呂、便所(水洗) 温泉水道の引込あり
床面積(現況)	1 階約 114.31 m ² 、2 階 97.40 m ² 、3 階 46.08 m ² 、 延約 257.79 m ²	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 附属資料の建物間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	建物所有者が居宅として占有している。	
特 記 事 項	・ 物件 11 の建物の北東側洋間及び玄関部分において改修工事が施されており、約 3.04 m²程度増築されている。 ・ 物件 11 の建物のための敷地利用権の及ぶ範囲を物件 8 の土地と認定した。 ・ 物件 8 の土地の南東側に物件 11 の建物の附属建物 符号 1 が存し、その概要は下記のとおりである。 種 類 車庫 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 床 面 積 1 階 30.00 m²、2 階 4.27 m²、延 34.27 m²	

	・ 物件 11 の主である建物については、吹付アスベストの使用は確認されなかったが、内装床、内装壁、内装天井、外壁、屋根、軒天等において、アスベスト含有建材の使用が認められる。但し、詳細については不明である。
--	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件7～9（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
	ア	イ	ウ	エ	
7	35,000	0.65	337.19	0.5	3,840,000
8	35,000	0.90	237.47	0.5	3,740,000
9	35,000	0.05	50.13	—	90,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格または地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：(物件7)0.65(相乗積) [内訳]地積0.95、高低差0.90、町道認定部分の存在0.95、奥地0.80

(物件8)0.90 [内訳]高低差0.90

(物件9)0.05 [内訳]町道認定0.05

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態を考慮した。

オ 建付地価格

② 物件 10（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建設費に比準して求め、これに観察減価法を中心として求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ＝エ
10 (主である建物)	200,000	168.20	0.005	170,000
10 (未登記附属建物)	90,000	54	0.01	50,000
合 計				220,000

イ 現況延床面積：

物件 10(主である建物)：登記数量による。

物件 10(未登記附属建物)：現況数量による。

ウ 現価率：

物件 10(主である建物)：観察減価法を中心に、利用可能期間、経済的残存価値等を考慮して 0.005 と査定。

物件 10(未登記附属建物)：観察減価法を中心に、利用可能期間、経済的残存価値等を考慮して 0.01 と査定。

③ 物件 11（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建設費に比準して求め、これに観察減価法を中心として求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ＝エ
11 (主である建物)	220,000	257.79	0.02	1,130,000
11 (附属建物 符号 1)	180,000	34.27	0.01	60,000
合 計				1,190,000

イ 現況延床面積：

物件 11(主である建物)：現況数量による。

物件 11(附属建物 符号 1)：登記数量による。

ウ 現価率：

物件 11(主である建物)：観察減価法を中心に、利用可能期間、経済的残存価値等を考慮して 0.02 と査定。

物件 11(附属建物 符号 1)：観察減価法を中心に、利用可能期間、経済的残存価値等を考慮して 0.01 と査定。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
7	3,840,000	0.10	使用借権	380,000
8	3,740,000	0.05	場所的利益	190,000
合 計				570,000

イ 土地利用権等割合 : (物件7)土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。
(物件8)土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を5%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
7	3,840,000	- 380,000		0.7	0.6	1,450,000
8	3,740,000	- 190,000		0.7	0.6	1,490,000
9	90,000	—		0.7	0.6	40,000
10	220,000	+ 380,000	1.00	0.7	0.6	250,000
11	1,190,000	+ 190,000	1.00	0.7	0.6	580,000
一 括 価 格 (合計)						3,810,000

ウ 占有減価修正 : なし。

エ 市場性修正 : 0.7 (接道条件に問題のある不動産の市場性修正)

オ 競売市場修正 : 「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（下諏訪 ー1）

所 在	諏訪郡下諏訪町字上町5 5 2 5 番2 外
価 格	38,900 円/㎡
位 置	JR 中央本線「下諏訪」駅 400m
価 格 時 点	令和6 年1 月1 日
地 積	183 ㎡
供給処理施設	上水道・ガス・下水道
接 面 街 路	北側幅員 6m町道 背面道
用 途 指 定 等	第一種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要	一般住宅等が建ち並ぶ交通至便な既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和5 年度）

物件7	2,718,419 円（約 8,062 円/㎡）
物件8	6,024,827 円（約 25,371 円/㎡）
物件9	1,271,843 円（約 25,371 円/㎡）
物件10	1,862,593 円（主である建物） 227,696 円（未登記附属建物）
物件11	3,166,346 円（主である建物） 466,393 円（附属建物 符号1）

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とはその性質上異なるものである。

第7 附属資料

位置図

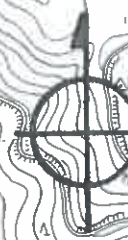
公図写

建物配置図

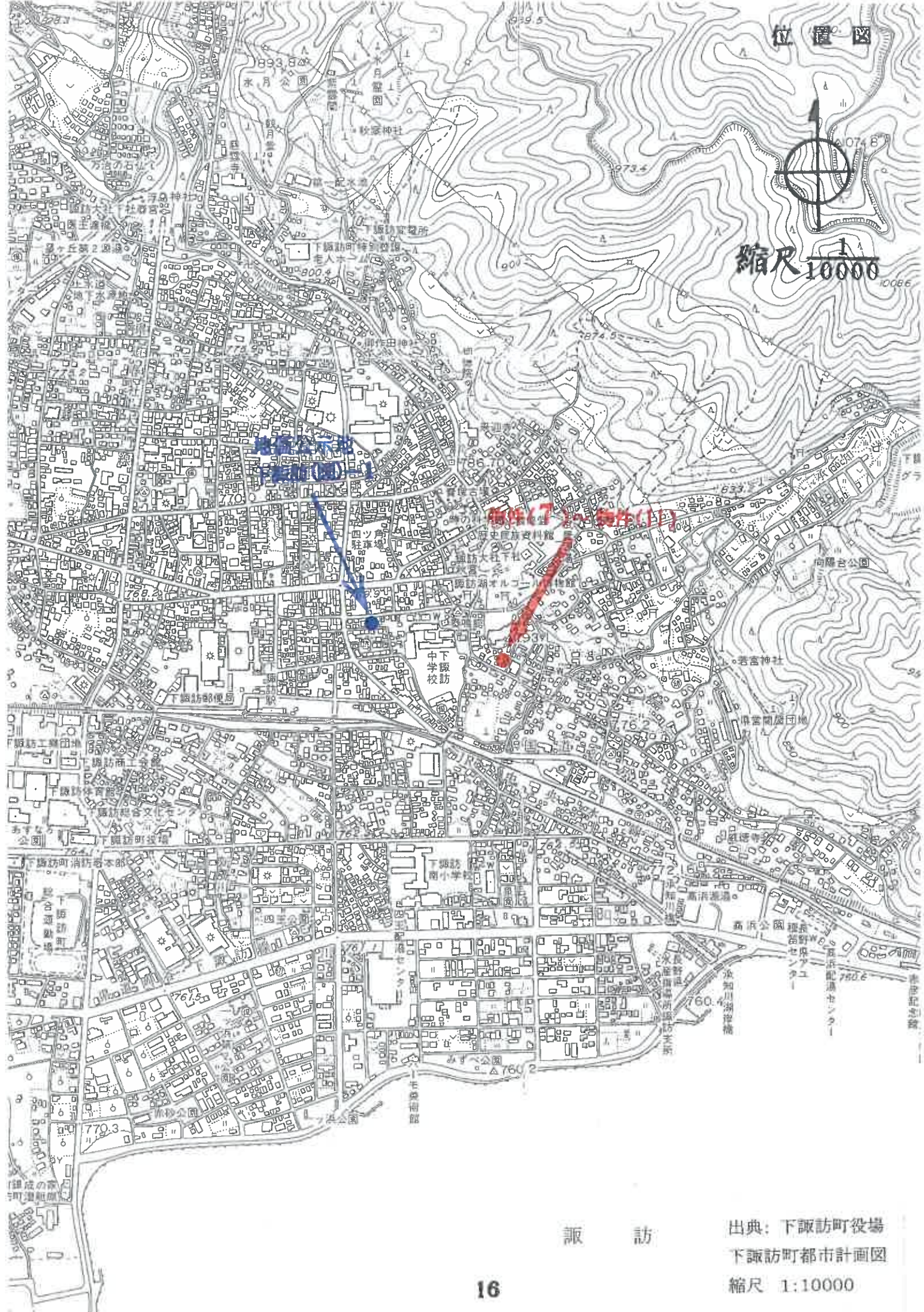
建物間取図

現況写真

以 上

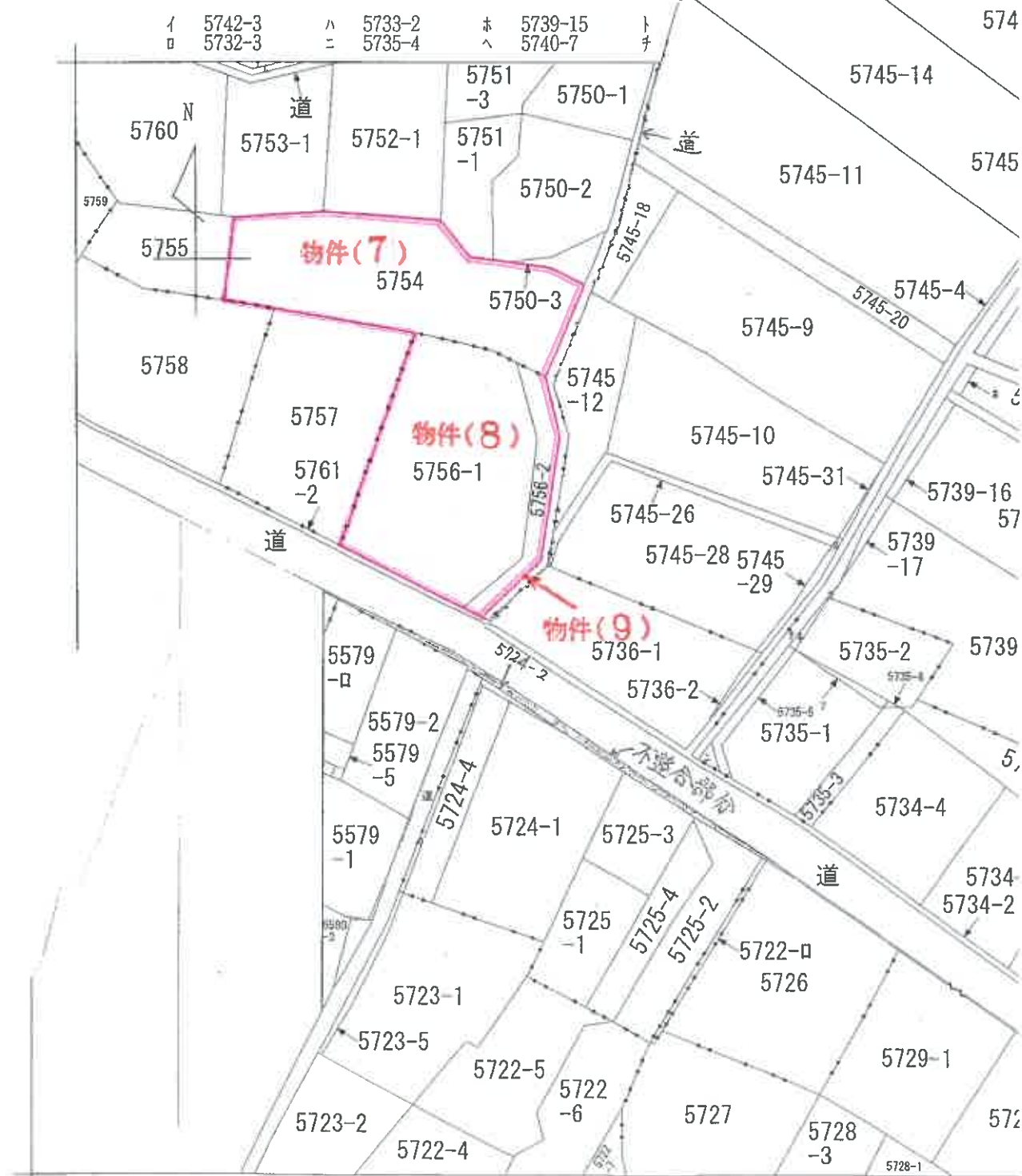


縮尺 10000



ル道
つづく

縮尺 $\frac{1}{600}$ $\frac{5746}{600}$

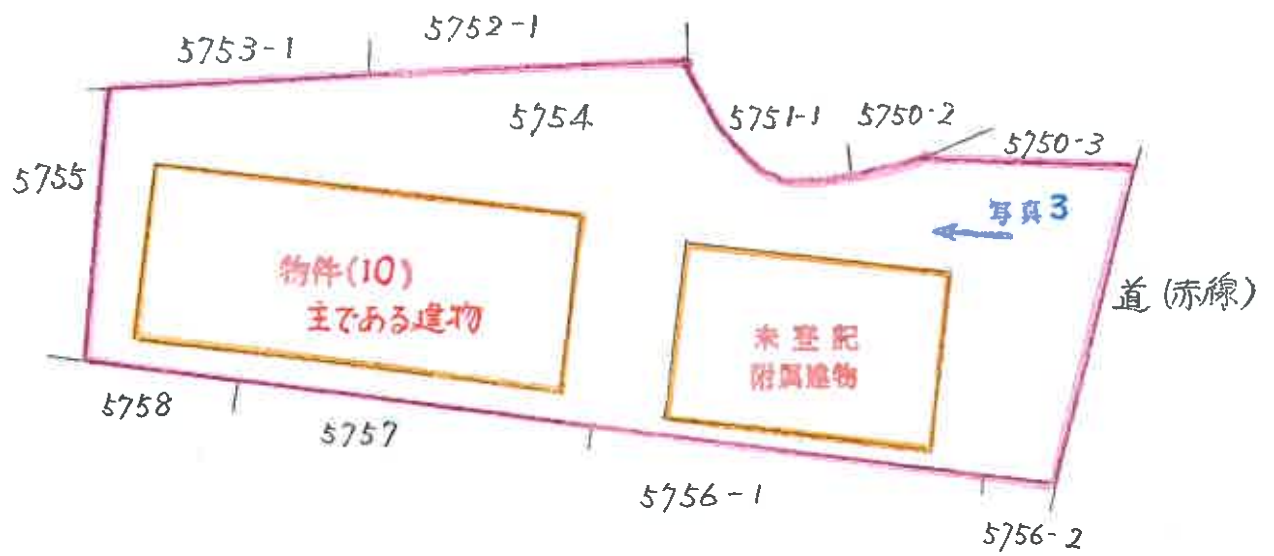


17

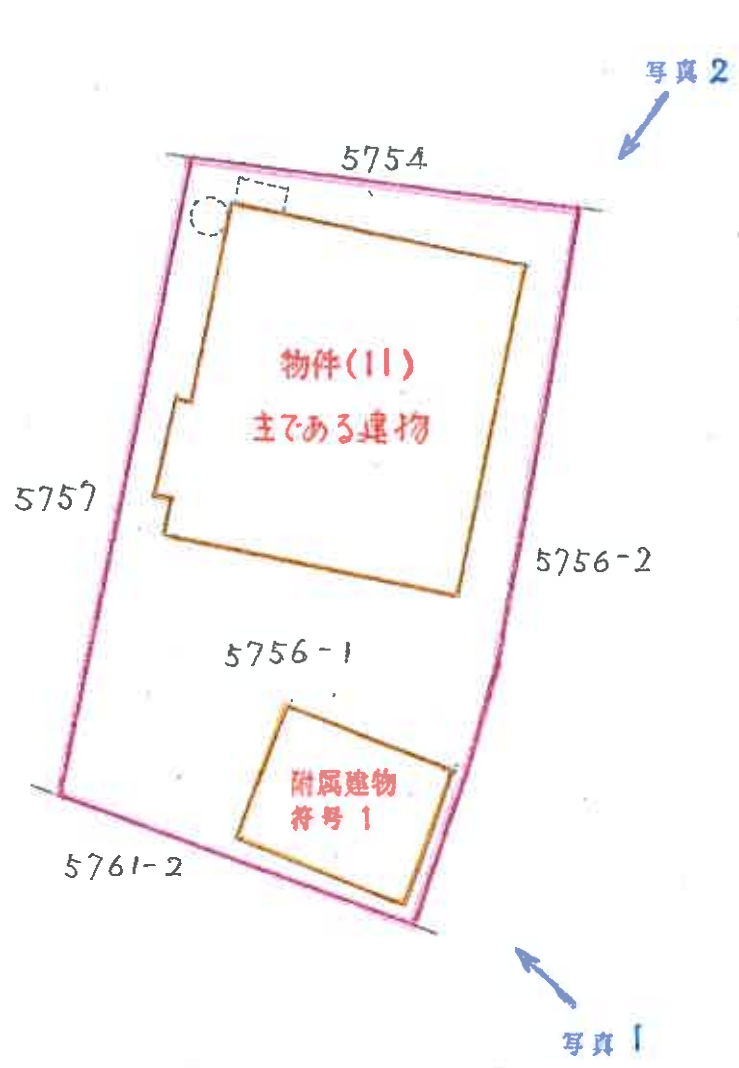
建物配置図



縮尺 $\frac{1}{250}$



建物配置図



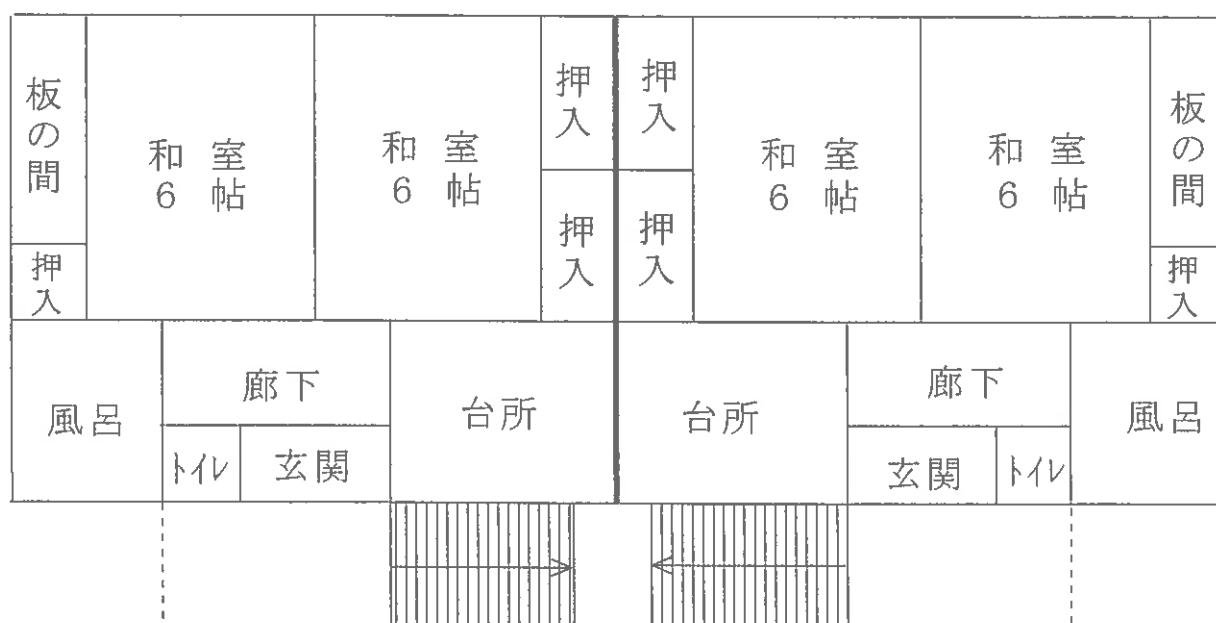
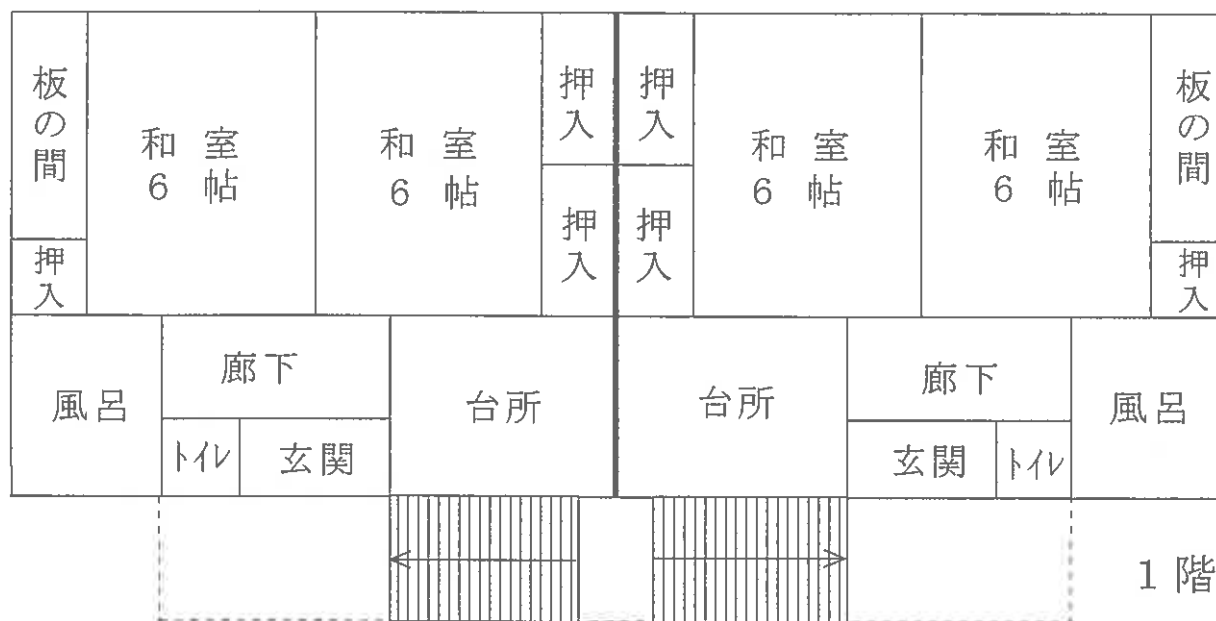
縮尺 $\frac{1}{250}$

建 物 間 取 図

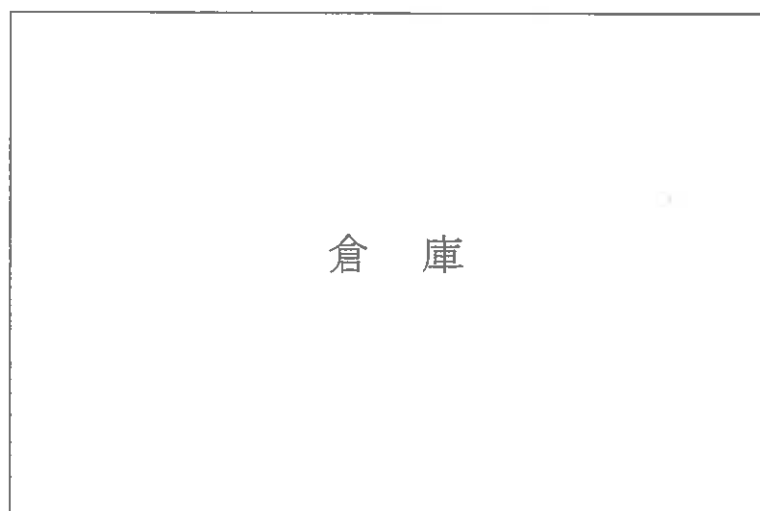
【物件10】

家屋番号5754

主である建物

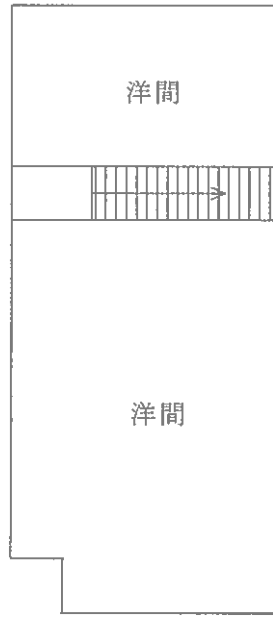


未登記附属建物



家屋番号5756-1





3 階

附属建物 符号 1



1 階



2 階

写真1



写真2



写真3

